

## 東海市農業委員会総会議事録

### 1 日時及び場所

日 時 令和7年（2025年）5月20日（火）

開会 午後2時

閉会 午後2時32分

場 所 東海市役所（302会議室）

### 2 出席委員（14人）

#### 農業委員

1番 久野光洋

2番 樋 順一

3番 坂 康彦

4番 坂 真知

5番 荒谷 知

6番 加古勝巳

7番 蟹江永規

8番 太田錦臣

9番 澤木 眞

11番 小島康嗣

12番 小野直之

#### 農地利用最適化推進委員

北地区 土方秀永

北地区 小野剛憲

南地区 大村泰誉

### 3 欠席委員（4人）

10番 早川峰子

北地区 山中正直

南地区 今津英伸

南地区 井村真道

### 4 職務のため会議に出席した事務局職員

事務局長 濱田 融

統括主任 平松久知

主事 菅家健司

主事 林 美波

### 5 傍聴者の数

なし

## 6 議事日程

別紙「定例総会議事日程」のとおり

## 7 議 事

(久野 光洋会長 (以下「会長」という。))

それでは、ただいまから、5月の農業委員会総会を開会いたします。ただいまの農業委員の出席は11人で、本日の総会は成立いたします。

ただいまの農地利用最適化推進委員の出席は3人です。

(会 長)

日程1「議事録署名委員の指名」を議題といたします。

お諮りします。議事録署名委員は、会長の指名とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(会 長)

御異議なしと認めます。議事録署名委員には、議席番号6番加古 勝巳委員、同じく7番蟹江 永規委員を指名いたします。

---

(会 長)

日程2「会期」を議題といたします。

お諮りします。今月の総会の会期は、本日1日としたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(会 長)

御異議なしと認めます。会期は本日1日と決定いたしました。

---

(会 長)

日程3 議案第22号「農地法第3条(委員会)」について議題といたします。

関係委員が該当する議案がありますが、本日欠席のため議案書のとおり議事を進めてまいります。それでは事務局から説明を求めます。

(事務局)

議案第22号「農地法第3条(委員会)」1ページから2ページについて説明させていただきます。

件数は3件、畑2,910.57㎡です。

始めに、申請番号34号は、経営規模拡大のための3条許可申請でございます。  
続きまして、申請番号38号は、経営規模拡大のための3条許可申請でございます。

続きまして、申請番号41号は、測量をしたところ、譲渡人と譲受人でお互いに越境している部分があったため、分筆登記の上で現状の利用方法に合わせて交換するための3条許可申請でございます。申請番号40号の5条許可申請の関連となります。

以上です。

(会 長)

次に、養父高地区担当委員から意見をいただきます。

申請番号34号について、蟹江委員をお願いします。

(蟹江委員)

申請番号34号については、申請地を現地確認したところ、特に問題はありません。

(会 長)

次に、荒尾地区担当委員から意見をいただきます。

申請番号38号について、櫛委員をお願いします。

(櫛委員)

申請番号38号については、申請地を現地確認したところ、特に問題はありません。

(会 長)

次に、加木屋地区担当委員から意見をいただきます。

申請番号41号については、井村委員が欠席のため、代理で事務局からお願いします。

(事務局)

申請番号41号については、申請地を現地確認したところ、特に問題はありません。

(会 長)

ただいまから質疑に入ります。御発言のある方は挙手願います。

(質疑、意見等があれば、事務局答弁)

(「なし」の声)

(会 長)

御質問、御意見もないようですので、これで質疑を終わります。これより採決いたします。

お諮りします。本案は許可することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(会 長)

御異議なしと認めます。よって議案第22号は許可することに決定いたしました。

---

(会 長)

日程4 議案第23号「農地法第5条(知事)」を議題といたします。

事務局から説明を求めます。

(事務局)

議案第23号「農地法第5条(知事)」3ページから4ページを説明させていただきます。

件数は3件で、田5.71㎡、畑923.08㎡、計928.79㎡です。

始めに、申請番号39号は、両親、妻、子どもの計5人で住んでおりますが、長男が結婚し、同居することとなったが、長男夫婦の居住スペースがないため、父所有地に分家住宅を建築するための5条許可申請です。

農地区分は、第2種農地です。許可要件を満たすため、許可できるものでございます。

続きまして、申請番号40号は、測量をしたところ、譲渡人と譲受人でお互いに越境している部分があったため、分筆登記の上で現状の利用方法に合わせて交換するための5条許可申請です。

農地区分は、第3種農地です。許可要件を満たすため、許可できるものでございます。

続きまして、申請番号43号は、現在夫と子どもの計3人で賃貸住宅に住んでいるが、手狭なため祖父所有地に分家住宅を建築するための5条許可申請です。

農地区分は、第2種農地です。許可要件を満たすため、許可できるものでございます。

以上です。

(会 長)

次に、加木屋地区担当委員から意見をいただきます。

申請番号39、40号については、井村委員が欠席のため、代理で事務局からお願いします。

(事務局)

申請番号39号、40号については、申請地を現地確認したところ、隣接農地に影響を及ぼさないと考えられますので、特に問題はありません。

(会 長)

次に、大田地区担当委員から意見をいただきますが、私が進行しているため、代理で申請番号43号について、蟹江委員お願いします。

(蟹江委員)

申請番号43号については、申請地を現地確認したところ、隣接農地に影響を及ぼさないと考えられますので、特に問題はありません。ただし、申請地に愛知用水のバルブがあったため、対応について事務局に確認するよう指示いたしました。

(事務局)

分筆後、農地として残る土地があるので、その農地側にバルブを移設するのことも所有者に確認をとっています。

(会 長)

ただいまから質疑に入ります。御発言のある方は挙手願います。

(小島委員)

申請番号40号の土地の交換というのは、それぞれの面積が合っていないが、3条の申請番号41号の農地との交換ということでよかったか。

(事務局)

そうです。交換する土地については農地以外の土地もあり、それらを含めて同面積で交換するものです。

(会 長)

他に御質問、御意見もないようですので、これで質疑を終わります。これより採決いたします。

お諮りします。本案は許可相当の意見を付して進達することに御異議ありません

か。

(「異議なし」の声)

(会 長)

御異議なしと認めます。よって議案第23号は、許可相当の意見を付して進達することに決定いたしました。

---

(会 長)

日程5 議案第24号「農地中間管理事業法第19条の2（農地利用集積計画一括方式）」を議題といたします。事務局から説明を求めます。

(事務局)

議案第24号「農地中間管理事業法第19条の2（農地利用集積計画一括方式）」5ページから8ページをご説明させていただきます。

件数は4件で、田2，560.91㎡、畑1，874㎡、計4，434.91㎡でございます。

新規設定が4件でございます。

権利の種類は、使用貸借権が4件でございます。

始めに、申請番号44-1号は、主な栽培作物はタマネギ、ケイトウ、使用貸借による10年契約で権利を新規に設定したいものでございます。

続きまして、申請番号44-2号は、主な栽培作物はタマネギ、ケイトウ、使用貸借による10年契約で権利を新規に設定したいものでございます。

続きまして、申請番号46-1号は、主な栽培作物は水稲、使用貸借による10年契約で権利を新規に設定したいものでございます。

続きまして、申請番号46-2号は、主な栽培作物は水稲、使用貸借による10年契約で権利を新規に設定したいものでございます。

なお、「東海市の農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の第4の1項の(1)のア」の要件を全て備えているものでございます。

以上です。

(会 長)

次に、養父高地区担当委員から意見をいただきます。

申請番号44-1、44-2、46-1号について、蟹江委員お願いします。また、申請番号46-2号については、大田地区担当委員から意見をいただきますが、

担当である私が議事進行しているため、代理で、蟹江委員お願いします。

(蟹江委員)

申請番号44-1、44-2、46-1、46-2号については、申請地を現地確認したところ、特に問題はありません。

(会 長)

ただいまから質疑に入ります。御発言のある方は挙手願います。

(小野直之委員)

申請番号46-2号の共有者は誰か。外2名と記載があるので、あと一人は誰になるか。

(事務局)

外2名ではなく、外1名の誤りのため、訂正をお願いします。(総会終了後に再度申請書を確認したところ、共有者は3名であり、備考欄への山口将宏氏の記載漏れであった。また、持分はそれぞれ3分の1であった。)

(小野直之委員)

申請番号46-2号の備考欄に主な栽培作物が水稻とあるが、山口氏は水稻ではなく、洋ランを栽培していると思われる。

(太田委員)

備考欄に記載ある主な栽培作物は貸付人の情報ではなく、借受人の内容ではないか。

(事務局)

そのとおりです。

(会 長)

他に御質問、御意見もないようですので、これで質疑を終わります。これより採決いたします。お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(会 長)

御異議なしと認めます。よって議案第24号は、原案のとおり決定することにいたしました。

---

(会 長)

日程6 報告第17号「農地法第3条の3（相続等による権利移動）」から、  
日程7 報告第18号「農地法第5条（届出）」までの2件を一括議題といたします。

事務局から説明を求めます。

（事務局）

始めに、報告第17号「農地法第3条の3（相続等による権利移動）」9ページから12ページを説明させていただきます。

件数は5件で、田1,937㎡、畑7,102㎡、合計9,039㎡です。5件とも、相続により所有権を取得したもので、あつせん希望はございません。

続きまして、報告第18号「農地法第5条（届出）」13ページから15ページを説明させていただきます。

所有権移転が2件、使用貸借権が1件、賃貸借権が4件で、田38,414.61㎡、畑47,602.84㎡、計86,017.45㎡です。

転用目的は、資材置場1件、車用品製造事業・車用品製造工場施設1件、駐車場1件、商業店舗用地1件、住宅2件、住宅建築1件でございます。

以上です。

（会長）

ただいまから質疑に入ります。御発言のある方は挙手願います。

（会長）

御質問、御意見もないようですので、日程6 報告第17号「農地法第3条の3（相続等による権利移動）」から、日程7 報告第18号「農地法第5条（届出）」までの2件を終了いたします。

---

（会長）

以上で、本日の議事日程は、全て終了いたしました。

これを持ちまして、総会を閉会いたします。御協力ありがとうございました。

---

この議事録は、農業委員会事務局主事菅家健司が作成したものを、事務局長濱田融が校閲したものであるが、内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

会 長 久 野 光 洋

署名委員 加 古 勝 巳

署名委員 蟹 江 永 規